

## 憲法9条改憲と労働運動

弁護士 宮 里 邦 雄

### 第1 自民党9条改憲案（「自衛隊憲法明記案」）の内容

9条1・2項を維持したうえで、「9条の2」として、以下の条項を加えるとしている。

「前条の規定は、・・・国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、・・・自衛隊を保持する。」

日本国憲法「第2章 戦争の放棄」

第9条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。

国の交戦権は、これを認めない。

### 第2 憲法の役割

1 憲法は国家が守るべき権力の制限規範である。

※ 「憲法は、政府に対する国民の命令である」（ダグラス・ラミス）

2 「権力者は自ら保持する権力を目いっぱい使いたがる」（モンテスキュー『法の精神』）は軍隊にもっとも妥当する—戦前の軍部の暴走

### 第3 憲法に自衛隊を明記することの意味とそれがもたらすもの

- 1 憲法の下位規範である法律（自衛隊法）によってその存在を認められた自衛隊を憲法上の地位に格上げ—憲法上、国会、内閣、裁判所と同格の存在となる。
  - ※ 憲法の最高規範性（「この憲法は国の最高法規であって・・・」—憲法98条）
  - ※ 1954年7月自衛隊法により自衛隊発足
- 2 「9条の2」は、9条1項・2項の例外規定とされることにより、9条1項・2項が空洞化する（「後法は前法に優る」「後法は前法を破る」）。
- 3 9条1項・2項が持っていた自衛隊の任務・活動に対する立憲的コントロールが失われる。
- 4 自衛隊合憲論の骨格であった「わが国を防衛するための必要最小限度の実力組織」の制約が取り払われる→全面的な集団的自衛権行使の容認へ（自民党案では「最小限度」の文言もなくなっている）。
- 5 自衛隊違憲論、集団的自衛権行使違憲論を封ずる（10月14日自衛隊観閲式での安倍首相演説「全ての自衛隊員が強い誇りを持って任務を全うできる環境を整える」）
- 6 自衛隊は憲法上の存在として「変質」する—「自衛隊を明記するだけであり、現状を1ミリも変更するものではない」「自衛隊の任務と権限に変更はない」（安倍首相発言）の欺瞞性
- 7 明文改憲と解釈改憲のちがい
  - 安保法制制定にあたり、「集団的自衛権の行使容認」の閣議決定がなされ、9条の解釈改憲（「存立危機事態」による合憲化）が拡がったが、解釈改憲には憲法適合性の解釈操作（「合憲的限定解釈」）を要するため、一定の限界が伴う—9条は憲法規範として自衛隊を統制する重要な機能を果たしてきたし、これからも果たし得る。
  - 自衛隊明記の改憲によって「合憲的限定解釈論」は不要となり、自衛隊に対する憲法上の歯止めがなくなる。

#### 第4 自衛隊明記がもたらす「国是」の見直し・変更

- 1 「専守防衛」「攻撃的兵器保有の禁止」「武器輸出三原則」「非核三原則」「海外派兵の禁止」など国是とされてきた重要政策の見直し・変更、自衛隊のさらなる増強、海外での武力行使など「平和国家」として歩んできた「国のかたち」が変わる。
- 2 自衛隊に関する秘密は憲法上の保護を受ける重大な秘密として保護される←「特定秘密保護法」の適用、知る権利や報道の自由などの基本的人権保障が損なわれるおそれ。  
※ 特定秘密保護法（2013）は、外交、防衛、テロ・スパイ対策で重要な情報を「特定秘密」に指定している。
- 3 徴兵制や軍事的徴用が合憲とされるおそれ。

#### 第5 平和と労働運動

- 1 戦争体制下で窒息させられた戦前の労働運動—歴史の教訓に学ぶ

<年表>

1936 (昭11)

3月 内務省、メーデー禁止通達

5月 思想犯保護観察法公布

9月 陸軍工廠、組合加入・スト禁止

1937 (昭12)

7月 日中戦争勃発

9月 軍需工場動員法

10月 全日本労働総同盟第2回大会「事変中スト絶滅宣言」

1938 (昭13)

4月 国家総動員法

7月 産業報国同盟創立

12月 日本海員組合「興國海員連盟」に改組

1939（昭14）

3月 従業員雇入制限令、賃金統制令

7月 国民徵用令

1940（昭15）

7月 日本労働総同盟中央委員会「解散宣言」

10月 大政翼賛会発令

11月 大日本産業報国会創立

〔創立宣言〕

「およそ皇国産業の真姿は、肇国の精神に基づき全産業一体・事業一家、もって職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は、資本・経営・労務の有機的・一体を具現し、皇民勤労の真諦を發揮し、もって国力の増強に邁進せざるべからず。」

「職場はわれらにとって巨道実践の道場なり。勤労はわれらにとって奉仕なり。歓喜なり、栄誉なり、手段にあらずして目的なり。」

1941（昭16）

3月 国民労務手帳法、国防保安法公布

7月 重要産業団体令公布

11月 国民勤労報国協力令

12月 太平洋戦争勃発

言論・出版・集会・結社等臨時取締法公布

1943（昭18）

2月 重要事業場労務管理令、労働調整令

6月 工場法戦時特例決定

10月 軍需会社法公布

1945（昭20）

1月 船員動員令公布

3月 国民勤労動員令公布

2 平和憲法下で出発し、展開されてきた戦後労働運動

3 憲法改悪を許さず、平和憲法を中心的に支えてきた労働運動

4 「平和なくして労働運動なし」

※ 「平和のうちに生存する権利」（「平和的生存権」－憲法前文、9条）と生存権的基本権といわれる労働基本権は不可分一体の関係にある。

5 労働組合、労働運動の役割と期待

※ 労働組合は最大の組織的社会集団である。

※ 何故、憲法制定（1946. 11. 3）より先に労働組合法が制定（1945. 12. 22）されたのか。